

生命保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継に関し指示する件

(昭和二十二年九月二十日大蔵省告示第二百十七号)

昭和二十二年法律第九号生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律第一条第一項の規定により、生命保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継に関し次のように指示する。

昭和二十二年法律第九号生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律施行の日(昭和二十二年九月二〇日)における生命保険中央会の財産目録に掲げられた負債のうち基金、納税積立金法定準備金、別途準備金及び特別準備金に係る生命保険中央会の権利義務並びにこれらの負債に見合う資産に係る生命保険中央会の権利義務は、大蔵大臣の承認を経て、これを生命保険中央会に残し、その他の資産及び負債に係る生命保険中央会の権利義務は、協栄生命保険株式会社がこれを承継する。